

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について

平成26年1月22日
原子力規制庁

原子炉安全専門審査会設置の基本的考え方

1. 原子力規制委員会に原子炉安全専門審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。
2. (1) 原子力規制委員会は、原子炉の安全性に関する事項について、審査会に調査審議を指示する。
(2) 審査会は、原子力規制委員会の指示を受けた事項について調査審議を行い、原子力規制委員会に報告するとともに、必要に応じ、指示を受けた事項に関する助言を行うことができるものとする。
3. 審査会の員数は30人以内とし、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
4. (1) 審査会に、会長1人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。
(2) 会長は、会務を総理する。
(3) 会長に事故がある時は、予めその指名する審査委員がその職務を代理する。
5. (1) 審査会に、特別の事項を調査審議させるために必要がある時は、臨時委員を置くことができる。
(2) 審査会に、専門の事項を調査させるため必要がある時は、専門委員を置くことができる。

6. (1) 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- (2) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

7. (1) 審査会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- (4) 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- (5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (6) 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

8. (1) 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- (2) 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (3) 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

9. 議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

核燃料安全専門審査会設置の基本的考え方

1. 原子力規制委員会に核燃料安全専門審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。
2. (1) 原子力規制委員会は、核燃料の安全性に関する事項について、審査会に調査審議を指示する。
(2) 審査会は、原子力規制委員会の指示を受けた事項について調査審議を行い、原子力規制委員会に報告するとともに、必要に応じ、指示を受けた事項に関する助言を行うことができるものとする。
3. 審査会の員数は20人以内とし、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
4. (1) 審査会に、会長1人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。
(2) 会長は、会務を総理する。
(3) 会長に事故がある時は、予めその指名する審査委員がその職務を代理する。
5. (1) 審査会に、特別の事項を調査審議させるために必要がある時は、臨時委員を置くことができる。
(2) 審査会に、専門の事項を調査させるため必要がある時は、専門委員を置くことができる。
6. (1) 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
(2) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

7. (1) 審査会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。
 - (2) 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
 - (4) 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - (5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - (6) 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

8. (1) 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - (2) 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - (3) 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

9. 議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

当面の調査審議を指示する事項

- 海外で発生した事故・トラブル情報の収集・分析を踏まえた、国内での対応の要否

- いわゆる安全目標を巡る諸課題

炉安審、燃安審の審査委員の選定方法

1. 原子力規制庁は、審査会設置の基本的考え方及び原子力規制委員の意見を踏まえて、審査委員候補者の案を検討する。

2. 原子力規制庁は、原子力規制委員の意見を踏まえて、候補者の意向の確認等の必要な調整を行う。

3. 原子力規制委員会において、審査委員を決定する。